

財務省告示第四百二十二号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。
 平成十七年十一月七日
 財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名 称	記 号	実 行 日 消 却	額 の 総 額 面 金 額	額 の 買 入 金 額
年 付 利 債 券 （ 五 庫 ）	第 二 回 二 十	日 年 平 十 成 月 十 三 七	万 三 百 五 十	百 円 の 買 入 金 額
合 計			万 三 百 五 十	